

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年12月26日	
【会社名】	昭和ホールディングス株式会社	
【英訳名】	Showa Holdings Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 重田 衛	
【本店の所在の場所】	千葉県柏市十余二348番地	
【電話番号】	04-7131-0181（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役財務総務担当 庄司 友彦	
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市十余二348番地	
【電話番号】	04-7131-0181（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役財務総務担当 庄司 友彦	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	146,694,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,292,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社株における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となります。

(注) 1. 平成26年12月26日（金）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	2,292,100株	146,694,400	73,347,200
一般募集			
計（総発行株式）	2,292,100株	146,694,400	73,347,200

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。

現物出資の目的となる財産は、東京証券取引所JASDAQ市場のウェッジホールディングス株式会社の普通株式900,000株であります。

発行価格の総額につきましては、ウェッジホールディングスの発行決議前日終値163円に今回の払い込み対価である同社株式900,000株を乗じた額146,700,000円に合わせ不足のないよう調整したものです。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は73,347,200円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
64	32	100株	平成27年1月13日(火)		平成27年1月13日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額となる現物出資の目的となる有価証券を下記預入場所へ預入するものとします。

4. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
昭和ホールディングス株式会社 本社	千葉県柏市十余二348番地

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
146,694,400		146,694,400

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスの株式の追加取得	146,694,400	平成27年1月

(注) 本第三者割当増資は、株式会社ウェッジホールディングス株式を現物出資の目的とするものです。

当社は、エクイティーファイナンスによる資金調達につきましては、当社の財務基盤の安定のみならず、調達した資金の使途から得られるメリットが、当社の企業価値の向上に寄与することが重要だと考えております。

この度の資金調達につきましては、現物出資であることから、資金使途は、連結子会社である株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジホールディングス」という。）株式の追加取得であることが明確になっており、そのメリットは、

1. ウェッジホールディングス株式の保有比率を維持向上することにより、同社を継続して連結子会社化し続けることができること。
2. ウェッジホールディングスのファイナンス事業は、特にASEAN地域において急速に成長しており、グループ内の稼ぎ頭である企業の保有比率を高めることにより、当社の連結決算上の当期純利益を増やすことができること。

の2点に集約されます。

1につきましては、ウェッジホールディングスは、当社グループの収益の柱であり、成長余力の著しく高いファイナンス事業とコンテンツ事業を営むウェッジホールディングスの当社の株式保有比率が、同社の役員による新株予約権の行使（平成26年9月30日時点の新株予約権の未行使残高は206,000株。発行済株式の0.76%。新株予約権がすべて行使された場合当社の株式保有比率は50.12%から49.74%と減少いたします。）など発行済株式の増加に伴い当社の株式保有比率が減少することにより、ウェッジホールディングスが当社の連結子会社から外れるリスクを軽減することであります。

2につきましては、まず当社の収益の面では、株式の追加取得により当社のウェッジホールディングス株式の保有比率50.12%から53.42%と3.30%向上することから、外部流出していた少数株主利益が減少し、当社連結当期純利益が増加（昨年実績で約9百万円の増加）することとなります。

現在ファイナンス事業では、タイ王国におけるオートバイファイナンスを皮切りに、「平成24年9月にカンボジア王国でオートバイファイナンスを行うGL Finance PLC.の子会社化」、「平成25年9月にSIAM KUBOTA Co.,Ltd.と業務提携を行い農機具ファイナンス事業へ進出」、「平成26年7月にはタイ王国においてオートバイファイナンスを行うThanaban Co.,Ltd.の買収」と積極的に事業の拡張を行っており、現在モラオスには子会社を設立するなどASEAN全域への事業展開を計画・予定しております。

一方、コンテンツ事業では、これまで日本国内において、主にアニメ・ゲーム・電子書籍などの製作・請負を取り扱っていましたが、平成25年10月にタイ王国に子会社WAKUDOKIを設立し、日本のアニメ・ゲーム・電子出版などのコンテンツの多言語化と、それらを取り扱う企業がASEANで事業展開を行う際のサポート事業の企業化の準備を進めております。

以上のように、今後ファイナンス事業とコンテンツ事業が拡張することに伴い、当該株式保有比率の向上は、ますます大きな効果を生むことになると期待しております。

また、この度取得することになるウェッジホールディングス株式数は、ウェッジホールディングス発行済株式の3.3%となりますが、こちらは割当予定先との交渉により、ウェッジホールディングスの残存する未行使新株予約権数やこれから付与される可能性がある新株予約権数を勘案し、当面は当社がウェッジホールディングスの過半数の持株比率を維持できると考えたものです。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

明日香野ホールディングス株式会社

(1) 名称	明日香野ホールディングス株式会社
(2) 所在地	大阪府八尾市老原7丁目85番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 此下 益司
(4) 事業内容	事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業
(5) 資本金	250,000,000円
(6) 設立年月日	平成19年4月16日
(7) 発行済株式数	5,000株
(8) 決算期	12月末日
(9) 従業員数	1名
(10) 主要取引先	
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	A.P.F.Group.Co.,Ltd 100%

A . P . F . ホールディングス株式会社

(1) 名称	A . P . F . ホールディングス株式会社
(2) 所在地	大阪府松原市天美南4丁目7番25号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 此下 益司
(4) 事業内容	M & A、M & Aの助言及び仲介等
(5) 資本金	3,000,000円
(6) 設立年月日	平成19年4月19日
(7) 発行済株式数	60株
(8) 決算期	12月末日
(9) 従業員数	1名
(10) 主要取引先	
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	A.P.F.Group.Co.,Ltd 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

明日香野ホールディングス株式会社

出資関係	当社の株式を31.94%所有しております。
人事関係	当社の役員（此下 益司氏）1名が、当該会社の役員を兼務しております。
資金関係	該当するものではありません。
技術又は取引関係	当社から同社に対しする経営指導料の支払（平成26年3月期実績11,428千円）

A.P.F.ホールディングス株式会社

出資関係	当社の株式を10.64%所有しております。
人事関係	当社の役員（此下 益司氏）1名が、当該会社の役員を兼務しております。
資金関係	該当するものではありません。
技術又は取引関係	該当するものではありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当による新株発行の割当予定先としては、明日香野ホールディングス株式会社と、A.P.F.ホールディングス株式会社の2社を予定しております。

明日香野ホールディングス株式会社は、平成20年6月から当社の筆頭株主（当社発行済株式の31.94%を保有）として、また、A.P.F.ホールディングス株式会社は、平成21年6月から当社の第2位の株主（当社発行済株式の10.64%を保有）として、両社とも今日まで変わらず当社の主要株主であります。

両社からは、当社の株主になって以降、当社が主に日本国内で、ゴム事業とソフトテニス関連事業という極めて限定された事業を行っていた状況から、海外進出を含めその事業領域拡大の方針にご理解とご支援をいただいております。現在の当社グループは、ファイナンス事業、スポーツ事業、コンテンツ事業、食品事業、ゴム事業と5つの事業の柱を持ち、平成24年6月に公表いたしましたアクセルプラン2012に従い、タイ、シンガポール、マレーシア、カンボジア、中国と着実にアジア展開を進めております。

アクセルプラン2012に沿って、今後も国内外、特にアジア全域にグループ事業の展開を目指す方針の当社にとって、これまでの明日香野ホールディングス株式会社とA.P.F.ホールディングス株式会社の支援は非常に有益であり、今後も引き続き安定株主としてさまざまな面で当社をご支援いただきたく、新株式の引き受けの打診を行うことといたしました。

また、本増資は、現物出資による第三者割当増資の形式となります。

これは、本増資の目的は、そもそも連結子会社ウェッジホールディングス株式の追加取得であったことや、明日香野ホールディングス株式会社とA.P.F.ホールディングス株式会社が、ウェッジホールディングス株式を保有していることから、現金で資金調達を行った後に株式取得を行うよりも、コスト面で有利であり、株式の売買の手続きを行うことなく当該株式の取得ができることから、ウェッジホールディングス株式を払込対価とする現物出資による第三者割当増資の打診を行うことといたしました。

尚、当社はこの度第三者割当増資を行うことを検討するにあたり、当社の現在保有する手元現預金をグループ内の既存事業の成長に充当することを優先したいと考えており、外部調達を行うことが好ましいと考えておりました。今回のような子会社株式の追加取得という資金が固定化される資金用途には、返済が伴う借入等の負債性資金調達は適さないと考えました。加えて、今回の調達金額の規模が1億4千万円強と、公募増資や株主割当を行うには調達規模が小さいことを考慮し、前述させていただきました通り現金で資金調達を行った後に株式取得を行うよりも、コスト面で有利であり、株式の売買の手続きを行うことなく当該株式の取得ができることから、現物出資による第三者割当増資での調達を行うべきとの結論に至りました。

主に上記の理由により当社は割当予定先の選定を行いました。

d．割り当てようとする株式の数

< 明日香野ホールディングス株式会社 >

1,273,400株

< A.P.F.ホールディングス株式会社 >

1,018,700株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先の保有方針確認の為、当社の代表者と、割当予定先の代表者と面談を実施し長期保有の方針であることを口頭にて確認いたしました。

尚、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産の現物出資による払込の申込方法によるため、現物出資の目的となるウェッジホールディングス株式会社について、本日まで明日香野ホールディングス株式会社及びA.P.F.ホールディングス株式会社から、ウェッジホールディングス株式にかかる大量保有報告書または変更保有報告書の提出がないことに加え、平成26年9月末日におけるウェッジホールディングスの大株主名簿の確認、さらに割当予定先の代表者及び経理事務担当者を訪問し、同株式の売買しておらず、現在も保有している旨の聞き取り調査を平成26年12月に行うことで払い込みに要する財産の所在確認を行っております。

g．割当予定先の実態

今回の株式引き受け契約締結に先立ち、割当予定先及び割当先の代表者の実態や、反社会的勢力に関する特定の団体あるいは関係者にあたらぬのかといった観点から調査を行いました。

具体的には、上記の割当予定先両社の代表者及び経理事務担当者並びに事務所にそれぞれ訪問し、事務所の所在、移転などが頻繁になかったことを実地で確認をし、事業の概要や主な取引先などの聞き取り調査を行っております。この調査によって事務所が継続して所在していることや、事業に内容、取引先等について実態があり、通常なものだと認識いたしました。

当該実地調査に加え、インターネットを利用して割当予定先両社の取引先との取引が正常に行われているか否か、係争案件の有無、反社会的勢力との関係有無などの情報収集を行い、その内容について割当予定先に照会を行っております。その結果、割当予定先の業務は正常に行われていることや、係争案件が存在することは確認いたしました。本増資の履行には影響しないことを確認し、また、反社会的勢力と関係している事実は見受けられませんでした。これらの確認事項につきましては、第三者割当増資の引受履行に影響はないものと判断しております。

さらに、割当予定先が当社の株主になってから（平成20年6月以降）、割当予定先両社と当社とが交渉する際の両社の対応が誠実であったことや過度な要望がこれまでにないこと、割当予定先が保有している当社株式について一貫として継続保有していることから、これまでも当社の安定株主でありこの度の割当予定先としても適格であると判断いたしました。

また、外部調査機関に依らず、自社での調査を行うこととした理由につきましては、割当予定先の、明日香野ホールディングスは平成20年6月から、A.P.F.ホールディングスは平成21年6月から継続して当社の筆頭株主、及び、第2位株主であり、且つ、両社の代表者の此下益司氏は当社の取締役会長ということから、既知の情報があることと、追加の情報収集も直接行うことができると判断したことによるものです。

尚、これらの調査を通じ、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずるもの（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実など暴力団等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありませんでした。また、面談時には、割当予定先は、将来も暴力団等と関与しない方針である旨の口頭での確認を行っております。

さらに、当社は本日の決議に先立ち、平成26年12月25日に、反社確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

現物出資の目的となる財産の価額の算定根拠につきましては、本増資における現物出資の目的となる財産は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場するウェッジホールディングスの普通株式でありましたので、同株式の東京証券取引所の昨日の終値に現物出資される株数を乗じた金額を基準とさせていただきます。上場会社の株式の評価方法として、前日終値を採用することは広く使われる評価方法でもあり妥当であると判断しております。

また、本増資における当社株式の発行価格につきましては、当社取締役会決議日前営業日の取引終値を基準とし、1株64円（ディスカウント率0.0%）といたしました。

発行価格は、本増資に係る取締役会決議の直前日までの6ヶ月間、3ヶ月間、1ヶ月間（平成26年6月26日から平成26年12月25日まで）の株式会社東京証券取引所第2部市場における当社普通株式の取引終値の平均値（6ヶ月間平均66円（ディスカウント率3.03%）、3ヶ月間平均68円（ディスカウント率5.88%）、1ヶ月間平均66円（ディスカウント率3.03%）及び、当社取締役会決議日前営業日の取引終値の比較によるものです。

当社取締役会決議日前営業日の取引終値を発行価格とする理由といたしましては、長期の終値平均との比較に加え、平成26年11月14日に発表した平成26年9月期第2四半期決算短信発表及び平成27年3月期の業績予想の修正を公表した後の直近の株価のほうが、より現時点における当社経営状況が株価にも反映しているものと判断し、当社取締役会決議日前営業日の取引終値64円を発行価格とすることを決定いたしました。

また、発行条件が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会の意見は以下の通りです。

「払込金額の検討は、東京証券取引所における取引終値を基準に検討・決定を行い、大幅なディスカウントも行われていないことから有利発行には当たらず、発行株数・金額、及び第三者割当増資の目的は妥当であり、関連当事者が決議に関与していないことなど決定手続きは適法適正に行われていると判断しております。」

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する新株式数の平成26年9月30日現在の当社発行済み株式総数に対する割合は4.88%（議決権に対する割合は4.93%）となり、希薄化が生じることになります。この希薄化に対しましては、当社は以下のように考えております。

「当社は平成24年3月期第一四半期末より、株式会社ウェッジホールディングスを子会社化し、それ以後の当社連結決算において、ウェッジホールディングスの業績を取り込めることとなりました。その結果として平成23年8月には継続企業の前提に関する事項の注記の記載が解消されることとなりました。

特に、株式会社ウェッジホールディングスの子会社Group Lease PCLの行うファイナンス事業は、タイ国内でも確固たる地位を築いており、当社連結子会社化後も、ARFCビジョン（詳細につきましては、次のURLをご確認ください。http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/IR/NEWS/2012/i201203292.pdf）を策定し、タイ国内における営業地域の拡大、カンボジア王国への進出、農機具リースの開始、ラオスにおけるファイナンス事業開設準備など、当社連結子会社化後も東南アジア全域への事業展開を着実に進めております。

また、同様に株式会社ウェッジホールディングスが行うコンテンツ事業につきましても、同社の行っていた物販事業の譲渡、紙媒体での出版事業の縮小などを進め、経営資源を成長力が見込まれる分野に集中することで、日本国内でコンテンツビジネスのワンストップサービスを提供できるユニークな企業としての地位を確立し、海外展開の準備を着実に進めております。

当社の平成26年3月期連結会計年度におけるセグメント別の営業利益は、ファイナンス事業のセグメント利益は816百万円となり、コンテンツ事業のセグメント利益は136百万円でありました。両事業のセグメント利益は合わせて約952百万円となり、平成26年3月期の当社連結決算の報告セグメント利益計（1,081百万円）の約88%を占めております。

現時点において、当社はウェッジホールディングスの株式を50.12%保有して連結子会社としておりますが、前述の通り役員による新株予約権の行使に伴い、当社の保有比率は49.74%と減少する可能性があります。仮に当社のウェッジホールディングスが連結子会社から外れることになった場合、平成26年3月期に当てはめて考えますと、セグメント利益の約88% 952百万円を失うこととなることが想定され、ファイナンス事業、コンテンツ事業の今後の成長力を勘案しますとそれを大幅に超える収益獲得機会を失うこともありうると考えております。

このようリスクを回避する為に、当該現物出資による第三者割当増資以外の調達方法も検討いたしましたが、当社の現在保有する手元現預金をグループ内の既存事業の成長に充当することを優先したいと考えており、外部調達を行うことが好ましいと考えておりました。この度は子会社株式の追加取得という資金が固定化される資金使途には、借入等の負債性資金調達を行うよりも、更なる財務体質の強化を目的として増資による資金調達を行うことが、当社にとって最も企業価値向上の機会(再投資等)が獲得できる形であると判断しておりました。加えて、今回の調達金額の規模が1億4千万円強と、公募増資や株主割当を行うには調達規模が小さいことを考慮し、第三者割当増資での調達を行うべきとの結論に至りました。

以上に結果、当社が2,292,100株の普通株式(当社発行済株式数の4.88%)の新規株式を発行することはきわめて合理的あり、今後の東南アジア全域での事業拡大することを勘案しますと、すべての既存の株主の皆様の利益に資するものと確信しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原7丁目 85-1	15,000	31.94	16,273	33.36
A.P.F.ホールディングス株式会社	大阪府松原市天美南4丁目 7-25	5,000	10.64	6,018	12.34
CREDIT SUISSE AG ZURICH (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	UETLBERGSTRASSE 231 P.O.BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND	1,000	2.12	1,000	2.05
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町 7番2号	742	1.59	742	1.52
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場1 丁目2番10号	545	1.17	545	1.11
小松 秀輝	山形県新庄市	519	1.11	519	1.06
小川 隆弘	長崎県佐世保市	272	0.58	272	0.55
西岡 等	和歌山県日高郡	250	0.53	250	0.51
黒田 信雄	神奈川県鎌倉市	228	0.49	228	0.46
此下 竜矢	東京都中央区	209	0.45	209	0.42
計		23,767	51.13	26,059	53.43

- (注) 1 平成26年9月末日現在の株主名簿を基準としております。
2 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が6千株あります。
3 上記の他、当社所有の自己株式441千株(0.89%)があります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第113期）及び四半期報告書（第114期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月26日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成26年12月26日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（平成26年6月27日）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月26日）までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

- ・平成26年6月27日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

- (1) 定時株主総会が開催された年月日
平成26年6月26日

- (2) 決議事項の内容

議案 取締役9名選任の件

取締役として、戸谷雅美、増田辰弘、西村克己、久間章生、此下益司、此下竜矢、重田衛、渡邊正および庄司友彦の9氏を選任

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役9名選任の件					
戸谷雅美	262,291	9,465			可決 96.52
増田辰弘	264,259	7,497			可決 97.24
西村克己	264,569	7,187			可決 97.36
久間章生	264,016	7,740		(注)	可決 97.15
此下益司	264,335	7,421			可決 97.27
此下竜矢	264,375	7,381			可決 97.28
重田衛	261,026	10,730			可決 96.05
渡邊正	262,236	9,520			可決 96.50
庄司友彦	262,262	9,494			可決 96.51

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・平成26年7月2日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社の連結子会社Group Lease PCL. は、平成26年6月17日開催の取締役会において、Tanabun Company Limitedの株式取得を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規程に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 子会社取得の決定に関する事項

以下の連結子会社は、平成26年6月17日の取締役会において、子会社取得を決議いたしました。

名称	Group Lease PCL.
住所	63 Soi 1 Thetsabannimitrtai Road, Ladyao, Chatuchak, Bangkok 10900.
代表者の氏名	此下 益司

(2) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Tanabun Company Limited
本店の所在地	Unit No. 121/76 RS Tower, 25th Floor, Ratchadaphisek Road, Din Daeng Sub-District, Din Daeng District, Bangkok, Thailand
代表者の氏名	Winyou Chaiyawan
資本金の額	1,779百万円(565百万バーツ)(平成25年12月31日現在)
純資産の額	1,854百万円(588.64百万バーツ)(平成25年12月31日現在)
総資産の額	4,888百万円(1,551.94百万バーツ)(平成25年12月31日現在)
事業の内容	オートバイリース及びそれに関する事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	1,120百万円 (355.61百万バーツ)	1,419百万円 (450.48百万バーツ)	1,918百万円 (609.02百万バーツ)
営業利益	251百万円 (79.82百万バーツ)	201百万円 (63.96百万バーツ)	156百万円 (49.65百万バーツ)
経常利益	251百万円 (79.82百万バーツ)	201百万円 (63.96百万バーツ)	156百万円 (49.65百万バーツ)
当期純利益	166百万円 (52.70百万バーツ)	89百万円 (28.57百万バーツ)	21百万円 (6.86百万バーツ)

提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

子会社取得の目的は以下のとおりであります。

買収対象会社買収により、営業貸付金が約30%一気に増加することによる増収

Group Lease PCL.との統合による、事業拡大と効率化による収益拡大

Group Lease PCL.がこれまで扱っていない、中古車リースならびにオートバイ担保貸付事業とノウハウ、人員の獲得

これらによりGroup Lease PCL.は事業ポートフォリオの拡大を量的にも質的にも果たすこととなります。

Group Lease PCL.が2012年に発表したARFC(ASEAN Regional Finance Company)Visionに基づき、Group Lease PCL.の高収益事業モデルをASEAN全域にて拡大し、事業の国際展開を進めている一方、農機具リースへの進出など新しい分野に進出して事業ポートフォリオを拡大してまいりました。今回の買収により、この方針をさらに一気に進めるものです。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Tanabun Company Limitedの普通株式並びに債権等を含めた 最大額(未確定)	4,819百万円(1,530百万パーツ)
アドバイザリー費用等(概算額)	百万円(- 百万パーツ)
合計(概算額)	4,819百万円(1,530百万パーツ)

・平成26年7月2日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規程に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Tanabun Company Limited
本店の所在地	Unit No.121/76 RS Tower, 25th Floor, Ratchadaphisek Road, Din Daeng Sub-District, Din Daeng District, Bangkok, Thailand
代表者の氏名	Winyou Chaiyawan
資本金の額	1,779百万円(565百万パーツ)
事業の内容	オートバイリース及びそれに関する事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 0個

異動後 5,650,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社連結子会社のGroup Lease PCL. は、平成26年6月17日開催の取締役会において、Tanabun Company Limitedの株式を取得することを決議し、平成26年6月18日に株式売買契約を締結いたしました。これにより、Tanabun Company Limitedの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成26年7月2日(予定)

・平成26年7月4日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年 1 月 1 日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成25年10月29日開催の当社執行役員会決議により、平成26年 1 月 1 日付けで当社100%連結子会社であるショーワスポーツ株式会社を同じく当社100%連結子会社である株式会社ショーワコーポレーションに吸収合併しております。

なお、株式会社ショーワコーポレーションは、平成26年 1 月 1 日をもって株式会社ルーセントに商号変更いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象に伴い、当社は平成26年 3 月期の個別決算において、貸倒引当金戻入額379百万円及び投資損失引当金戻入額502百万円を営業外収益に計上し、関係会社株式評価損750百万円を特別損失に計上しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第113期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第113期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年8月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第114期第2四半期)	自 至	平成26年7月1日 平成26年9月30日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において貸倒引当金の見積りを変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、昭和ホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、昭和ホールディングス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。